

## 千葉県消防吏員被服の貸与等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防吏員の服制等に関する規則（平成3年千葉県規則第78号。以下「規則」という。）及び千葉県消防吏員の服装等に関する規程（平成4年千葉県消防局訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）に基づき、千葉県消防吏員の被服その他物品（以下「被服等」という。）の貸与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 被服等は、消防吏員が必要とする被服等を消防事務処理システム（以下「システム」という。）により、一定の点数内で選択可能とする点数制として、当該年度に貸与するものとする。ただし、点数制が適しない被服等は除くのものとする。

2 前項の貸与は次により行うものとする。

(1) 消防吏員が希望する被服等の数量等については、消防吏員点数制被服貸与実施要領（以下「要領」という。）により選択させるものとする。

(2) 消防局長は、前号の要領により選択された被服等を規程第3条による着用開始期間前までに貸与するものとする。

ただし、夏服等着用開始期間が比較的年度早期の被服等については、この限りではない。

(3) 要領により選択する被服等のサイズ表、付与点数等は消防局長が別に定める。

(4) 仕様変更などにより必要とされる被服等は、要領に記載するとともに選択等にあつては、消防局長が別に定める。

(5) 要領により選択した被服等は、システムにより管理を行い、貸与時は個人別被服希望調査表によりサイズ確認等を実施するものとする。

3 第1項の貸与については、次の各号に掲げる消防吏員には実施しないものとする。

(1) 貸与実施年度の新規採用者

(2) 貸与実施年度の派遣及び退職者等

ただし、消防局長が別に定めるものについては、この限りではない。

(3) 年度中途における職務内容の変更により被服が必要となる者

(平成25・25千消総368・一部改正)

(返納)

第3条 規則第5条ただし書きについては、被服等が汚れ等により使用に耐えない状態であると所属長が認めた場合とする。

(廃棄)

第4条 所属長は、第3条に該当する被服等を廃棄することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。